

新規開設予定の認可保育所における利用定員について

認可保育所の利用定員を定める際には、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、子ども・子育て会議等の意見を聴くこととされているため、下記の新規開設予定の施設における利用定員について、子ども・子育て会議の意見を聴取する。

なお、利用定員については、子ども・子育て支援事業計画中間の見直しの確保方策を踏まえたものである。

記

No.	施設名(仮称) 所在地	定員(人)								法人名 開設予定
		区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
1	キッズガーデン 新中野駅前	2号				12	12	12	36	株式会社 Kids Smile Project
		3号	6	10	10				26	
	本町四丁目30番12号 ITK鍋横ビル4階	合計	6	10	10	12	12	12	62	平成30年10月
2	みらいえ保育園 中野富士見町	2号				13	13	13	39	株式会社 みらい開発研究所
		3号	0	10	11				21	
	弥生町二丁目48番2号	合計	0	10	11	13	13	13	60	平成31年4月
3	中野白鷺雲母保育園	2号				11	11	12	34	株式会社 モード・プランニング・ジャパン
		3号	6	10	10				26	
	白鷺一丁目1番4号	合計	6	10	10	11	11	12	60	平成31年4月
4	グローバルキッズ 沼袋園	2号				14	14	14	42	株式会社 グローバルキッズ
		3号	6	10	12				28	
	沼袋二丁目28番 (以下未定)	合計	6	10	12	14	14	14	70	平成31年4月
5	キッズガーデン 中野南台	2号				15	15	15	45	株式会社 Kids Smile Project
		3号	6	10	12				28	
	南台四丁目19番11号	合計	6	10	12	15	15	15	73	平成31年4月
6	中野ここわ保育園	2号				14	14	0	28	株式会社 ディアローク
		3号	6	12	13				31	
	中野五丁目4番7号	合計	6	12	13	14	14	0	59	平成31年4月

※中野ここわ保育園については、平成32年4月に5歳の定員を14とし、合計定員を73とする予定。